

## (参 考)

### 陳情第 5 号

住宅リフォーム助成制度の今年度予算の増額及び来年度の継続実施を求める陳情（不採択）

#### （陳情の趣旨）

平成23年第 1 回青森市議会定例会において全会一致で採択された住宅リフォーム助成制度は、市民と中小零細業者から大変な反響を呼び、申し込み件数は576件、助成申込額は約8967万円、総工事費は約10億1807万円と公表されたが、余りの反響に抽選となったものの予算の増額はなく、266人の方が漏れてしまった。

これだけ市民からの要望が高い当該制度に対して、抽選から漏れた市民は不公平感や助成金をもらうことができないのなら工事を考え直すなど、意欲が失われかねない。さらに当該制度が今年度限りで終了すれば、経済対策としての目的が途中で終わることが懸念される。市内の経済状況を見ると建築関連業種以外への波及効果が出るまでには至っていない。

住宅リフォーム助成制度の今年度予算を増額し、申込者全員に助成金を給付すること及び来年度も当該制度を継続することを求め、陳情する。

#### （陳情事項）

- 1、今年度の申込者全員に助成金を給付すること。
- 2、住宅リフォーム助成制度を来年度も実施すること。

平成23年 9 月 1 日

陳 情 者 青森市長島三丁目21番 8 号  
青森民主商工会  
会長 田附 衛 外 6 人

---

### 陳情第 6 号

青森市財務規則に関する陳情（採択）

#### （陳情の趣旨）

私は、現在青森市立橋本小学校で学校事務職員として勤務しており、仕事上、学校で使用する物品の購入にも携わっている。その中で、たびたび物品の分類において困っている。

青森市財務規則では、備品は「その性質及び形状を変えずに比較的長期間の使用又は保存に耐えるもの」と規定し、消耗品は「その性質が使用することによって消費され、又は損傷しやすいもの若しくは長期間の使用に耐えないもの」と規定している。これだけでは、何が備品で、何が消耗品なのか判断がつかないため、教育委員会事務局総務課や会計課の判断を仰がなければならないものが多数出てくる。

例えば、手で持つ500円の棒温度計は消耗品で、壁にかける400円の温度計は備品である。子どもが授業で使用する金づちは消耗品で、学校に勤務する技能主事等が使用する金づちは備品である。備品と消

耗品は学校予算上の支出科目が違うことから、備品を消耗品費から支出することはできない。

しかし、図書に関しては、「取得価格が一万円未満の図書」は消耗品とすると青森市財務規則に規定されており、簡単に判断することができる。図書以外の物品も同じように取得価格が1万円未満の物品を消耗品として扱うことができれば、事務の効率が図られる。また、現在は1万円未満の物品に関しては、備品カード及び備品シールがなく、青森県の場合は「取得価格が二万円未満の物品」を消耗品として取り扱っている。

事務の効率化のためにも、1万円未満の物品は消耗品として取り扱うよう、青森市財務規則を改正していただきたい。

(陳情事項)

青森市財務規則第二百二十三条第三項第4号中、「取得価格が一万円未満の図書」を「取得価格が一万円未満の物品」と改正すること。

平成23年9月1日

陳 情 者 青森市平新田字森越90の4  
和田 力

---